

今日は
交通事故に
関するご相談と
聞いています

以前はうちの一柳が
お世話になりました
一柳課長の部下の
七尾と申します

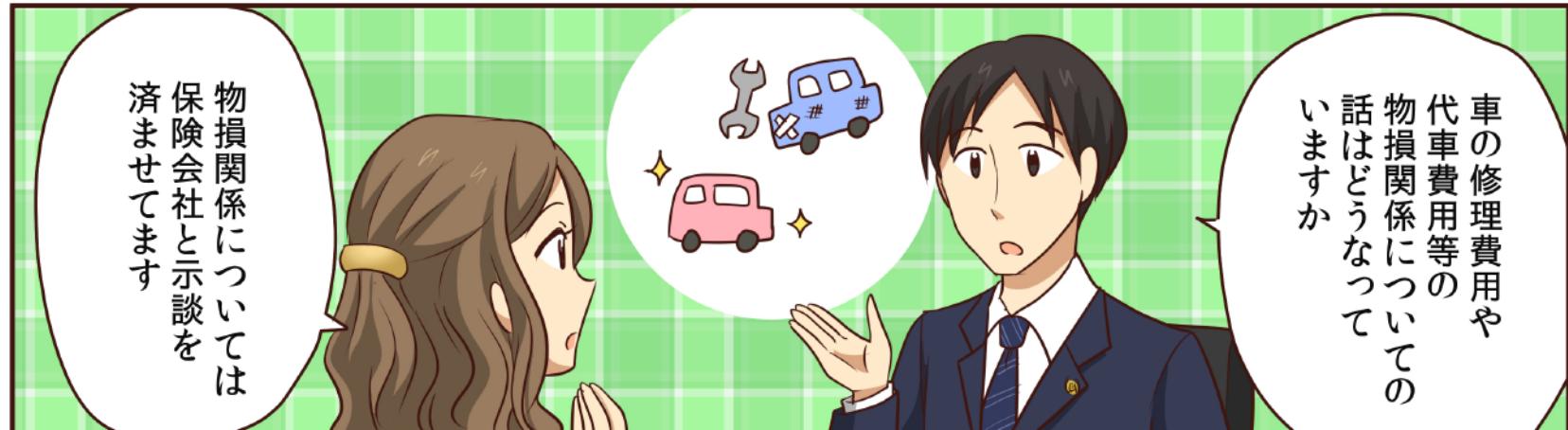
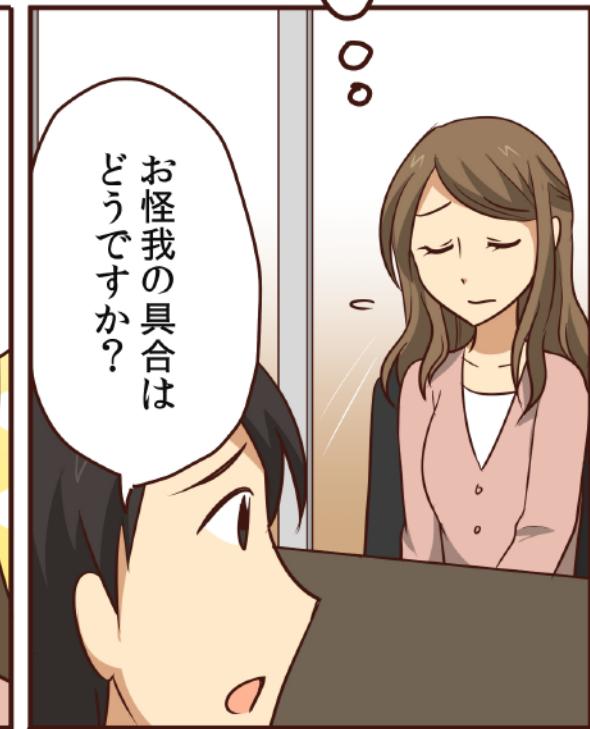
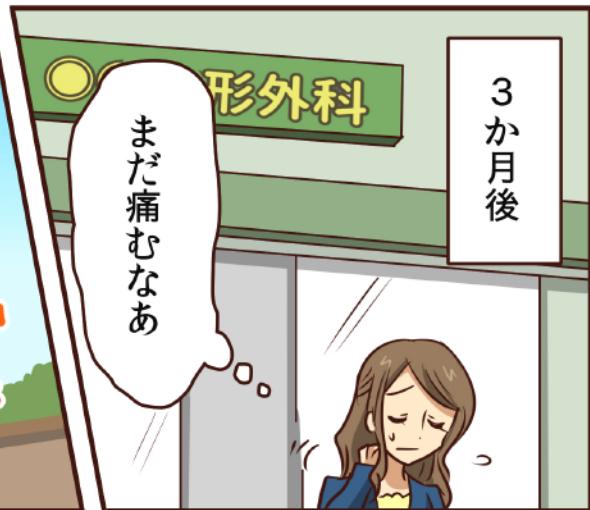
七尾 伊織

初めまして

実は、3ヵ月ほど前
追突事故に
遭ったのですが
保険会社と
治療のことで
揉めていまして…



八木 太一



今後も治療を
続けたいのですが…

もう保険会社から
治療費は出ないの
でしょうか

趣味の
ホットヨガも
したい

少なくともあと
2、3か月間分の
治療費を保険会社から
出してもらう交渉は
可能だと考えます

現在で事故から
3か月程度しか
経っていませんし
お医者さんが治療を
必要と言つてること等の
事情から判断すると…

そうなんですね
けど保険会社の
担当者が高圧的で
怖くて…

実際300万円も
かかりませんが

安心して下さい
七尾さんの保険には
弁護士費用特約が
ついています
300万円まで
弁護士費用が出ますよ

治療を
終えて下さい！
弁護士さんに
代わりに交渉して
もらおうと
考えていますが
弁護士費用が
気になつて…

症状固定してから
慰謝料や休業損害等の
支払いを保険会社に
請求することに
なります

しばらくは治療に
専念してください

ありがとうございます

本人で交渉したら
低くなりがちですね
弁護士が交渉すれば
慰謝料を増額できる
ことが多いです

以前
交通事故に遭つて
自分で保険会社と
交渉した友達から
慰謝料の金額が
低かつたと
聞いていますが
そなんですか？

低 ← 慰謝料 → 高

**自賠責基準 < 任意保険基準 < 裁判基準
(弁護士基準)**

そうなんですか!?

慰謝料

慰謝料には
自賠責基準
任意保険基準
裁判基準(弁護士基準)があつて
裁判基準が最も金額が
高くなります

弁護士がつけば
裁判基準で請求
することになります

